

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程

(利子補給)

第1条 知事は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。)第1に規定する農業経営負担軽減支援資金(以下「支援資金」という。)を貸し付けるガイドライン第2の3に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、ガイドライン及びこの告示に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。)の定めるところによる。

(利子補給率等)

第2条 支援資金の利子補給率はガイドライン第3の2に基づき通知される基準金利からガイドライン第2の4の(4)に定められた貸付利率を控除した率とする。

(利子補給契約)

第3条 第1条の利子補給についての契約(以下「利子補給契約」という。)は、知事が融資機関との間に締結する農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書(様式第1号)によって行うものとする。

2 融資機関は、利子補給契約締結に当たっては、知事に対して役員名簿(様式第1号の2)を提出しなければならない。

3 利子補給契約締結時に、融資機関又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給契約を締結しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における支援資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給承認申請等)

第5条 第3条第1項の規定により知事と利子補給契約を締結した融資機関は、利子補給金を受けようとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書(様式第2号。以下「承認申請書」という。)及び経営改善計画に関する要件書(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、承認申請書の内容を審査の上、適当と認めたときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書(様式第3号)を融資機関に通知するものとする。ただし、承認申請書提出時に、利子補給に係る支援資金の借受者(以下「借受者」という。)が

次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給を承認しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員である場合
 - (2) 暴力団員が役員となっている団体である場合
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 融資機関は、利子補給の内容に変更がある場合は、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、変更承認申請書の内容を審査の上、適当と認めるときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認書（様式第5号）を融資機関に通知するものとする。

（利子補給金の交付決定等）

- 第6条 第5条第2項の規定により知事が利子補給を承認した融資機関は、利子補給金を受けようとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付申請書（様式第6号。以下「交付申請書」という。）に役員名簿（様式第1号の2）を添えて、1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金については、当該事業年度の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金については、当該事業年度の1月中にこれを知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、交付申請書の提出された日の属する月の翌月の末日までに利子補給金を交付決定し、融資機関に通知するものとする。ただし、融資機関又はその役員が第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給金を交付しないものとする。
- 3 交付規則第13条の規定による実績報告は第1項の規定による交付申請書によりなされたものとみなし、交付規則第14条の規定による額の確定は前項の交付決定と同時に行うものとする。

（利子補給金の支払）

- 第7条 知事は、交付決定した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する事実が判明し、又は認められた場合は、これ以降融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切るものとする。
- (1) 借受者又は融資機関若しくはその役員が暴力団又は暴力団員である場合
 - (2) 借受者又は融資機関若しくはその役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - (3) 借受者の経営改善計画の実行が困難である場合
 - (4) 借受者の経営改善計画に不実の記載がある場合
 - (5) 借受者が借入金を辞退した場合
 - (6) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
 - (7) 借受者が農業経営を中止した場合
- 2 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの告示又はこの告示に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第9条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る支援資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

(中 略)

附 則 (令和3年告示第427号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

福岡県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、
乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第1に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）について、甲が乙に対し利子補給金を交付するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（利子補給）

第1条 甲は、乙の融資に係る支援資金につき、福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（平成7年9月福岡県告示第1611号。以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

（利子補給の承認）

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

（支援資金の貸付け）

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から2月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る支援資金を借り受けようとするものの事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（利子補給の変更）

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの実行等）

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

（利子補給金の額）

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の交付申請）

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中に、利子補給金交付申請書により行うものとする。

(利子補給金の交付決定等)

第8条 甲は、乙から前条の交付申請書が提出された日の属する月の翌月までに利子補給金の交付を決定し、交付決定の翌月中にこれを支払うものとする。

(貸付債権回収状況報告)

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間につき、第7条に規定する利子補給金交付申請書に添付して甲に対し報告するものとする。

(貸付債権の管理)

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事実が判明し、又は認められた場合は、これ以降乙に対する利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 利子補給に係る支援資金の借受者（以下「借受者」という。）又は乙若しくは乙の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 借受者又は乙若しくは乙の役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (3) 借受者の経営改善計画の実行が困難である場合
- (4) 借受者の経営改善計画に不実の記載がある場合
- (5) 借受者が借入れを辞退した場合
- (6) 借受者がその借受金を目的以外の目的に使用した場合
- (7) 借受者が農業経営を中止した場合

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(調査及び報告)

第12条 乙は、甲の利子補給に係る支援資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福 岡 県
代表者 福岡県知事

乙 住 所
融資機関名
代表者名

様式第2号（第5条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書

福岡県知事 殿

年 月 日

住所

申請者（融資機関名）

（代表者氏名）

印

下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給金を受けたいので、福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程第5条第1項の規定に基づき申請します。

貸付けの相手方	貸付予定額	貸付予定時期	貸付利率	利子補給率	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
							有	無	
		年 月 日	%	%					
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							

注： 1 債務保証委託は、福岡県農業信用基金協会に対するもの。

2 借入申込書の写しを添付すること。

3 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営改善計画書を添付すること。

様式第2号の2（第5条関係）

経営改善計画に関する要件書

年 月 日

住 所

融資機関名

（代表者氏名）

		分類	一般 ・ 特認
借入 希望者	住所	借入申込書受理年月日	
	フリガナ	年 月 日	
	氏名	年 月 日	
	生年月日	年 月 日生	性別 男・女
<p>農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2の1に規定する貸付対象者に該当することを認めます。</p>			
特認の理由			
関係機関の意見	機関名	意見聴取年月日	意見の内容
	市町村		
	普及指導センター		
備考			

- 注：1 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」の欄に法人名及び代表者氏名を記入すること。また、役員名簿（様式第1号の2）を添付すること。
- 2 償還期限を、10年を超え15年未満とする場合には、「分類」の欄は、「特認」を○で囲み、特認の理由を記入すること。
- 3 必要に応じて、経営改善計画について、市町村、普及指導センター等関係機関の意見を聴取して記載すること。

様式第3号（第5条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書

第 号
年 月 日

融資機関代表者 殿

福 岡 県 知 事

さきに申請のあった農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請について、下記のとおり福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程第5条第2項の規定に基づき承認します。

承認 番号	貸付けの 相手方	貸付 予定額	貸付予定時期	貸付 利率	利子 補給率	据置 期間	償還 期限	債務保証 委託		備考
								一般・特認 の区分	有 無	
			年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	%	%					

- 注： 1 債務保証委託は、福岡県農業信用基金協会に対するもの。
2 「償還期限」欄の「一般・特認の区分」は、償還期限10年以下とするものを「一般」とし、10年超15年以下とするものを「特認」とする。
3 貸付けを実行したときは、償還年次表を添付して県に報告すること。

